

令和7年度園長等運営管理協議会Ⅱ

【行政説明】

「教育・保育の充実に向けて」

秋田県教育庁幼保推進課

- 1 令和7年度 幼保推進課の重点（学校教育の指針）
- 2 特別支援教育の推進
- 3 今日的課題について



1 令和7年度 幼保推進課の重点(学校教育の指針P61)

令和7年度

学校教育の指針



秋田わか杉 七つの「はぐくみ」

- 一 早寝 早起き、朝ごはん
生活リズムは全ての基本
- 二 元気なあいさつ、明るい道草
挨拶、約束、守るわか杉
- 三 読んで、話して、書いて、高める
「問い」を発する思考力
- 四 問題解決、子どもが主体
授業の続きは家庭で学習
- 五 職場体験、インターンシップ
地域で育む子どものキャリア
- 六 学校や地域の話題で語り合い
将来の夢、家族でえがく
- 七 ふるごころを支える自覚と志
みんなで作る未来の秋田

※本県の未来を担う子どもたちを「わか杉」と呼んでいます。

秋田県教育委員会

各課指導の重点

幼保推進課

1 園運営の充実

組織的・計画的な取組により、園目標の実現とともに保護者や地域に信頼される園づくりの充実を図る。

- (1) 教育・保育の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントの充実
- (2) 園運営の改善を図る学校（園）評価の推進

2 教育・保育の充実

養護の行き届いた環境の下、生きる力の基礎を培う教育・保育の充実を図る。

- (1) 生活や遊びを通して育みたい資質・能力を一体的に育む教育・保育の推進
- (2) 「乳児から始まるキャリア教育」及び「『問い』を発する子ども」の育成を目指した教育・保育」の理解推進
- (3) 一人一人の内面理解に基づいた評価及び保育改善の推進
- (4) 乳幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の推進
- (5) 特別支援教育の体制整備と教育的ニーズに応じた教育・保育の充実

3 園における子育て支援の充実

地域や家庭の実情に応じた子育て支援の一層の充実を図る。

- (1) 子育て支援体制の構築と園の特性を生かした子育て支援の推進
- (2) 子どもの育ちを家庭と共有し、連携して支援する機能の充実
- (3) 地域における関係機関との連携及び協働的な取組の推進

4 教職員研修の充実

キャリアステージに応じた実践的・専門的な指導力と園の組織力を向上させる研修の充実を図る。

- (1) 園の課題解決を図るための組織的・計画的・継続的な研修・研究の推進
- (2) 秋田県教職キャリア指標（保育者）を踏まえた、体系的・計画的な研修の推進
- (3) 特別支援教育や安心・安全な教育・保育等に係る研修の充実

Ⅰ 令和7年度 幼保推進課の重点
令和7年度の重点 P10（学校教育の指針P61）

①教育・保育の質的向上を図る組織的・計画的な
カリキュラム・マネジメントの推進

◇重点目標を具現化するための全職員による計
画、実施、評価・改善の一層の充実

学びに向かう力を育む就学前教育・保育の推進

新秋田元気創造プランR4～R7及び「第4期あきたの教育振興に関する基本計画」施策R7～R11

幼保推進課指導の重点①

教育・保育の質的向上を図る組織的・計画的なカリキュラム・マネジメントの推進

重点目標を具現化するための全職員による計画、実施、評価・改善の一層の充実

ポイント

- 乳幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるように…
- 子ども一人一人が自ら興味や関心をもって、遊びに夢中になる中で様々な体験を重ねてくことを大切に…

訪問

運営説明等での把握
と園の実情に応じた
指導助言

園評価を踏まえた
重点目標の設定と、
具現化に向けた取組
の推進

組織的・計画的で
実効性のある園内体
制整備の推進

園の課題解決を図
る全職員の参画によ
る計画、実施、評
価・改善の充実

研修

研修観の転換を図
り、「探究的な学
び」の実現へ

全体的な計画
教育課程、指導計画等

P

重点目標
(中心的テーマ、研究主題等)

次年度に
反映

長期的なPDCA

A

改善や推進の方策を協議

D

短期的なPDCA

保育実践
個々の検証(保育記録等)
全体での検証(園内研修等)

C

園評価
重点及び研究主題等に対する成果・課題を分析

成果

課題

改善点

Ⅰ 令和7年度 幼保推進課の重点
令和7年度の重点 P10 (学校教育の指針P61)

②生きる力の基礎を培う教育・保育の一層の
充実

◇育みたい資質・能力及び 「幼児期の終わり
までに育ってほしい姿」を視点とした指導
計画の工夫改善及び評価を生かした保育実
践の推進

幼保推進課指導の重点②

生きる力の基礎を培う教育・保育の一層の充実

育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を視点とした指導計画の工夫改善及び評価を生かした保育実践の推進

生活や遊びを通して育みたい資質・能力を一体的に育む教育・保育の推進

「乳児から始まるキャリア教育」及び「“『問い』を発する子ども”の育成を目指した教育・保育」の理解推進

一人一人の内面理解に基づいた評価及び保育改善の推進

乳幼児期の教育・保育における見方・考え方を生かし、生活や遊びを通じた総合的な指導により、子どもが自ら身近なあらゆる環境に関わり、発達に必要な体験を積み重ねる教育・保育の充実

訪問
園や保育者に
寄り添った支援

- ・子どもの育ちと学びを捉えた指導計画
- ・子ども主体の計画及び記録
- ・子ども理解に基づいた保育改善
- ・環境を通して行う教育・保育

研修
子どもの姿を通
じた学びの提供

指導計画の工夫改善及び評価を生かした保育実践の推進

成果

課題

改善点

Ⅰ 令和7年度 幼保推進課の重点
令和7年度の重点 P10（学校教育の指針P61）

③乳幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進

◇乳幼児期の発達や学びの連続性を踏まえた連携・協働の充実

学びに向かう力を育む就学前教育・保育の推進

新秋田元気創造プランR4～R7及び「第4期あきたの教育振興に関する基本計画」施策R7～R11

幼保推進課指導の重点③

乳幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進

乳幼児期の発達や学びの連続性を踏まえた連携・協働の充実

乳幼児期に育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに子どもの育ちと学びを中心に据えた対話

相互の教育・保育の内容、互いの指導方法や共通点についての理解を深めるための架け橋プログラムの取組

市町村における幼保小連携の組織づくりとともに、架け橋期のカリキュラムの開発・実施、評価・改善

研修

意義や具体的な取組の理解推進

子どもに関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働

資質・能力や指導の連続性・一貫性

訪問

市町村の現状やニーズ等応じた伴走型の支援

生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる

育ちと学びの相互理解

交流、参観・参加、評価

架け橋期のカリキュラム開発・実施・評価

授業・保育の改善

育まれた資質・能力が小学校以降の学びや生活につながる

成果

課題

改善点

2 特別支援教育の推進

秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（四訂版）

秋田県 特別支援教育校内支援体制ガイドライン（四訂版）

秋田県 特別支援教育校内支援体制ガイド

本ガイドラインは、県内各学校（園）において、障害のある幼児児童生徒に対する指導・支援の充実を図るよう示したものです。

指針1 管理職のリーダーシップによる校（園）内支援体制の機能強化

- 校（園）長が、特別支援教育実施の責任者として、校（園）内支援体制の推進を担う。
- 校（園）内外の教育資源等の把握及び校（園）内支援体制の評価
- 特別支援教育について学校（園）運営計画への位置付け
- 特別支援教育コーディネーターの指名、校務分掌への明確な位置
- 校（園）内委員会の設置
- 特別支援教育に関する年間計画の作成・活用・評価

指針2 計画に基づく指導・支援の実践

- 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒への的確な指導・支援を実施
- 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の早期発見及び実施把握
- 校（園）内委員会でのケース検討又はケース会議の開催
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用
- 個別の教育支援計画を活用した保護者や関係機関との連携と支援
- 校（園）内関係者の連携と個別の指導計画に基づく指導の実践、評価・改善
- 就学や進学・転学・退学、就労に係る確実な引継ぎの実施

指針3 全教職員の理解・取組の推進

- 秋田県教職キャリア指標を踏まえ、特別支援教育に関する理解・取組を推進
- 組織的・計画的な交流及び共同学習の推進
- 全ての教職員に対する特別支援教育に関する研修会の実施（共通）

改訂のポイント

【ガイドライン】

- 指針1は、「管理職のリーダーシップによる校（園）内支援体制の機能強化」とし、校長が管理特別支援教育実施の責任者として行う役割を明記した。
- 指針3は、「全教職員の理解・取組の推進」とし、全ての教職員の特別支援教育に関する理解・取組を推進するため、交流及び共同学習についてと特別支援教育に関する研修会の実施について示した。

【内容】

- 障害による生活上、学習上の困難さの理解とその指導・支援の充実を図るため、自立活動についてICTの活用について示した。
- 切れ目のない支援に向けた関係機関等との連携強化を図るため、個別の教育支援計画の活用についての具体を示した。
- 各学びの場の指導・支援の充実と全教職員の理解・取組の推進を図るため、それぞれの特色等を示した。

- 就学・進学・就労に係る引継ぎが確実に行われるよう、校種間の引継ぎのポイントを示した。

- 秋田県のホームページ「美のあきたネット」の特別支援教育課Webサイトからデータ版をダウンロードし、教員が教員用端末等で活用することを想定して作成した。

指針1
管理職のリーダーシップによる
園内支援体制の機能強化

指針2
計画に基づく指導・支援の実践

指針3
全教職員の理解・取組の促進



合理的配慮

自立活動

ICTの活用等

障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導

障害のある幼児と共に育つ
生活の理解と指導

令和5年3月

○個々の障害の状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことが大切

○教職員が保護者、関係機関との連携を図り、長期的な視点で支援を行うことが求められている

文部科学省

厚生労働省 内閣府

秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（四訂版）
令和6年3月発行

障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導 令和5年3月
文部科学省 厚生労働省 内閣府

2 特別支援教育の推進

一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に向けて

令和7年度

特別支援教育の研修・相談案内

※主な変更点

「通常の学級実践研修」について、6月以降も随時受け付けることとなりました。

みんなで創る特別支援教育推進事業
切れ目ない支援体制充実促進事業

研修

- 通常の学級実践研修 → p3
【対象】小・中・義務教育学校の通常学級の担任
- 通級による指導実践研修 → p4
【対象】小・中学校の通級による指導の担当教員
- 特別支援学級実践研修 → p5
【対象】小・中・義務教育学校の特別支援学級の担任
- 特別支援学校体験研修 → p10
【対象】小・中・義務教育学校、高等学校の教員
- その他の研修 → p10
 - ・特別支援教育コーディネーターの各種研修会
 - ・特別支援教育支援員研修会
 - ・総合教育センターのC講座、公開講演
 - ・障害理解研修会～心のバリアフリーミーティング～ 等

相談

- 特別支援教育アドバイザーによる相談・支援 → p11
【対象】幼・保・認定こども園等、保護者
- 小・中学校等特別支援チームによる相談・支援 → p12-13
【対象】小・中・義務教育学校
- 高等学校特別支援チームによる相談・支援 → p14
【対象】高等学校
- 特別支援学校のセンター的機能の活用 → p15-18
【対象】幼・保・認定こども園等、小・中・義務教育学校、高等学校、保護者等

秋田県教育委員会

特別支援教育アドバイザーによる相談・支援

市町村の教育・保育アドバイザー等とも連携を図っております

特別支援学校のセンター的機能の活用

視覚支援学校ロービジョン支援センター・サテライト教室

聴覚支援学校 きこえとことば支援センター・サテライト教室

秋田きらり支援学校（肢体不自由教育）・病弱教育サポートセンター

県立医療療育センター

○総合相談

TEL：018-826-8031

○秋田県発達障害者支援センター「ふきのとう秋田」

TEL：018-826-8030

○秋田県医療的ケア児支援センター「コラソン」

TEL：018-827-5730

園内支援体制の機能を強化させ、子ども理解とよりよい支援を考える園内研修を！



子ども理解とよりよい支援を考える・・・園内研修の実際をご紹介します

園内研修として、ワークショップ型の研修を企画する園が増えています。子どもへのよりよい支援について全職員で話し合いをしたある園の取組をご紹介します。

【協議のゴール】 **トラブルやパニックを未然に防ぐ支援方法を探っていこう**

【□子どもの姿・育ちの読み取り】

□保育者に思いを受けとめてもらって満足している

【◎環境の構成】

◎自分がやりたい遊びを選択できる
◎同じ遊びができるように準備している

【★保育者の援助】

★遊びの前に順番の確認
★意欲がもてる言葉掛け
★事前に約束を知らせる

try(試すこと)

・色、形、数、選べる環境を増やす
・時間、場所の保障
・遊びの中でも、その都度ルールを確認し納得できるようにしていく
・自ら気付ける言葉掛け

今の関わりを大切に
していくこと

安心・安全基地づくり
・ダイニングを見て誘導
・サインを見逃さない

子どもへの理解が深まり、出された支援を全職員で共有できるという成果がありました。一人で頑張らない雰囲気づくりとチームで対応する体制が生まれることも研修の大きなメリットです。実践後に子どもの変容と支援の妥当性について評価することで、さらなる成長につなげていくことができます。

3 今日's課題について

性暴力等の防止

教育・保育等を提供する事業者による

児童対象性暴力等の防止等の取組を

横断的に促進するための指針

【略称：横断指針】



令和7年4月
こども家庭庁

令和7年4月 こども家庭庁

教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針（横断指針） | こども家庭庁

教育・保育等を提供する事業者による

児童対象性暴力等の防止等の取組を

横断的に促進するための指針

添付資料



令和7年4月
こども家庭庁

※令和7年7月7日に掲載資料を更新

参考資料

INDEX

指針の項目	取組事例/組織・団体名	事業分野	頁	
1 未然防止	1. 職務規律等の整備・周知	a. 職員が遵守すべきポリシー・行動規範の明示 認定 NPO 法人かもはしプロジェクト	妊産婦支援事業、アフターケア事業等	01
		a. 大窓の設置などによる死角の少ない教室への改修 株式会社日本入試センター (JAPK VOZEM GROUP)	学習塾、学童保育	03
	2. 施設・事業所環境整備	b. 多様な地域関係者とともに校内の死角を点検・改善 菊池市教育委員会	学校	05
		c. カメラの設置による不適切保育の予防と検知 認定 NPO 法人フローレンス	保育	07
	3. 教育・啓発 (対児童・保護者)	a. カードを活用した性教育の実施 認定特定非営利活動法人 Learning for All	居場所・学習支援施設	09
		b. 生教育実践プログラム 児童養護施設 一宮学園	児童福祉施設	11
	4. 研修 (対従事者)	c. 知的障害児が被害を言葉で表し、職員に伝えるための練習を実施 社会福祉法人 友の会 むぎのこ	障害児通所施設等	14
		a. 男性職員向け研修 株式会社ベネッセスタイルケア	介護、保育事業	16
		b. オンデマンド動画、自己チェック、現場コミュニケーションによる研修の実施 認定 NPO 法人 カタリバ	学習支援、居場所支援等	18
		c. スポーツにおけるセーフガーディング研修 一般社団法人 S.C.P. Japan	スポーツ	20
		d. 自分事、自国事とするための研修 小規模保育室/小規模保育室あすなろ	小規模保育室/家庭的保育室	23
		e. 性の発達保障に向けたチーム活動 ～はなまる会：性に関する適切な関わり方の提供～ 社会福祉法人 日本福祉大学附属心身障害児総合医療療育センター	医療型障害児入所施設等	25
2 早期発見	1. 相談体制の整備・周知	a. QRコードを活用したデジタル意見箱 児童養護施設 一宮学園	児童福祉施設	27
		b. 内部通報、外部通報を可能とする窓口の設置 認定特定非営利活動法人 Learning for All	居場所・学習支援施設	29
	2. 面談・アンケートの実施	a. WEG アンケートにより、児童の心状況・変化を知り、早期の対応につなげる 菊池市教育委員会	学校	31
3 関係機関との連携 (外部連携、専門家連携)	3. 事業者内外の報告のルール化	a. 報告対応フローチャートの作成（事業者内報告と外部連携のフローの見える化） 一般社団法人 S.C.P. Japan	スポーツ	33
		b. 性暴力防止に向けた、学校と地域関係者間の顔の見えるネットワークの構築（対策連絡協議会） 菊池市教育委員会	学校	35
3	3. 事業者内外の報告のルール化	a. 性暴力防止に向けた、学校と地域関係者間の顔の見えるネットワークの構築（対策連絡協議会） 菊池市教育委員会	学校	35
		b. 危機対応チームの設置と、スーパーバイザー・スクールカウンセラーとの連携 千葉県教育委員会	学校	36

3 今日の課題について

保育政策の新たな方向性

全国どこでも質も高い保育が受けられ、地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが応援・支援されるような社会を実現するため、今後の保育政策の在り方についてお示しする「保育政策の新たな方向性」（令和6年12月20日公表）を取りまとめました。【子ども家庭庁】

保育政策の新たな方向性

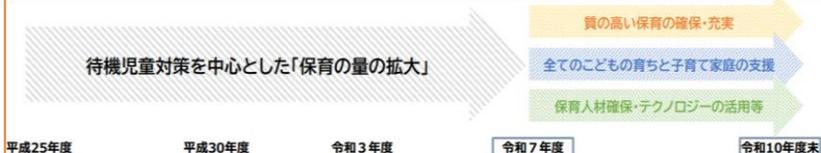
～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

概要

○ **令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。**

- 1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実
 - ※全国どこでも質の高い保育が受けられる
 - ※地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが応援・支援される
- 2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進
 - ※子ども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等
- 3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善
 - ※人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保
 - ※処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援セナへの機能強化、保育DX 等

待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」



・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
 ・過疎地域などは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
 → 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
 ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)
 → 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要**

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

「保育政策の新たな方向性」について 子ども家庭庁

こどもまんなか実行計画2025

「こどもまんなか実行計画」は、「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定。）に基づき、具体的に取り組む施策等を取りまとめるものである。

「こどもまんなか実行計画」は、こども家庭審議会の審議も踏まえ、毎年6月頃を目的に、こども政策推進会議において改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映する。これにより、継続的にこども施策の点検と見直しを図ることとしている。【子ども家庭庁】

こどもまんなか実行計画2025 概要①

こども家庭庁

- こどもまんなか実行計画は、こども基本法に基づくこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の下、全てのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ウェルビーイングで生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、各省庁のこども施策約400施策を政府一丸となって推進する実行計画。
- 毎年改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映。これにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。
- 実行計画2025においては、小中高生の自殺者数、いじめ重大事態の発生件数、不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数が増加し、少子化に歯止めが掛かっていない現状等も踏まえ、以下の3つの領域に重点的に取り組む。
 - (1) 困難に直面するこども・若者への支援
 - (2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進
 - (3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進
- 各省庁は、上記に記載した重点的な3つの領域をはじめ、以下の各施策について、こども大綱に定める6本の柱の基本的な方針に基づき、横断的な視点を持って、速やかかつ着実に、政府一丸となって一体的に取り組む。

※① 自殺者数は令和6年529人(前年比+16%)、いじめ重大事態の発生件数は令和5年1,306件(前年比+387件)、不登校児童生徒数は令和5年346,482人(前年比+47,434人)、児童虐待の相談対応件数は令和5年約22.5万件。また、出生数は令和6年合計が686,061人(概数、前年比:-41,227人)。

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
 - こども基本法やこどもの権利条約（※）に関する普及啓発、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知（こどもの権利擁護に関する調査研究）等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - 体験活動の推進、教育を通じた男女共同参画の推進、子育て世帯等に関する住宅支援の実施 等
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
 - プレコンセプションケアの推進、母子保健情報のデジタル化 等
- (4) こどもの貧困対策
 - 教育の支援、生活の安定に資するための支援（こどもの生活支援の強化、ひとり親家庭に対する子育て・生活支援）、保護者の就労支援、経済的支援 等
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
 - 地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進
 - インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組 等
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
 - こども家庭センターの整備、家庭支援事業の推進、児童相談所の体制強化（新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン）、里親等委託の推進、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 等
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
 - こどもの自殺対策緊急強化プランの推進、こどもの自殺の要因分析、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども性暴力防止法の円滑な施行等の総合的な取組、非常災害対策、災害時における学びの確保等
- (8) こどもの脳みを受け止める環境づくり等の推進

※ こども家庭審議会における児童の権利に関する条約の検討についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとっての分かりやすさの観点から、簡潔に「こどもの権利条約」と記載。

こどもまんなか実行計画2025 概要